

# お知らせ

## 公的年金から特別徴収の



普通徴収	6月	年税額の1/4	年税額の半分を2回で納付
	8月	年税額の1/4	
特別徴収	10月	年税額の1/6	年税額の半分を3回で徴収
	12月	年税額の1/6	
	2月	年税額の1/6	

これまで公的年金に対する市・県民税は、個人で納める普通徴収（年4回）でしたが、来年10月からは、年金支給時に天引する特別徴収制度が導入されます。これにより、平成21年度は普通徴収と特別徴収の組み合せで納付していただくことになります。（ただし、65歳以上など一定の要件に該当する人に限ります）

これまで公的年金に対する市・県民税は、個人で納める普通徴収（年4回）でしたが、来年10月からは、年金支給時に天引する特別徴収制度が導入されます。これにより、平成21年度は普通徴収と特別徴収の組み合せで納付していただくことになります。

## 12月市議会を開催

○議会日程  
(変更になる場合があります)

12月8日(月)	本会議 ◇19年度決算審査特別委員長報告 ◇市政概要報告 ◇議案上程
11日(木)	本会議 ◇一般質問
12日(金)	本会議 ◇一般質問
15日(月)	本会議 ◇一般質問 ◇請願陳情上程等
16日(火)	常任委員会
17日(水)	特別委員会
19日(金)	本会議 ◇各委員長報告

○問合せ先  
議会事務局議事係

(☎ 47-1098)

## 農業委員会委員選挙 選挙人名簿の登載申請

今回、名簿への登載申請がでるのは、市内に住所があり、平成元年4月1日以前に生まれた人で、次のいずれかの要件に該当する人です。

◇10アール以上の農地で耕作を

営む人

◇耕作を営む人の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

◇10アール以上の農地を耕作する農業生産法人の組合員または社員で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

不明な場合は、次の書類をご持参の上窓口にお越しください。

◇法人税および所得税申告書の減価償却費の計算書(写)

◇償却資産の購入・売却などにかかる伝票、領収書あるいは見積書など

◇印 章

不明な場合は、次の書類をご持参の上窓口にお越しください。

◇法人税および所得税申告書の減価償却費の計算書(写)

◇償却資産の購入・売却などにかかる伝票、領収書あるいは見積書など

◇印 章

不明な場合は、次の書類をご持参の上窓口にお越しください。

◇法人税および所得税申告書の減価償却費の計算書(写)

◇償却資産の購入・売却などにかかる伝票、領収書あるいは見積書など

◇印 章



○問合せ先  
選挙管理委員会事務局

(☎ 47-1082)

○提出・問合せ先  
税務課固定資産税係

(☎ 47-1018)

## 償却資産の申告

事業者は地方税法により、1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告しなければなりません。

前年度の申告事業者には12月中に、今年初めて申告する事業者には、お申し出いただいた場合に、関係書類を送付します。

(申請書は市役所ホームページからもダウンロードできます)

不明な場合は、次の書類をご持参の上窓口にお越しください。

◇法人税および所得税申告書の減価償却費の計算書(写)

◇償却資産の購入・売却などにかかる伝票、領収書あるいは見積書など

◇印 章

不明な場合は、次の書類をご持参の上窓口にお越しください。

◇法人税および所得税申告書の減価償却費の計算書(写)

◇償却資産の購入・売却などにかかる伝票、領収書あるいは見積書など

◇印 章

不明な場合は、次の書類をご持参の上窓口にお越しください。

◇法人税および所得税申告書の減価償却費の計算書(写)

◇償却資産の購入・売却などにかかる伝票、領収書あるいは見積書など

◇印 章

## 12月15日(月)～24日(水) 年末の交通安全県民運動

～事故ゼロへ 心をつなごう 手をつなごう～

### ○運動の重点

- ◇高齢者の交通事故防止
- ◇飲酒運転の根絶
- ◇反射材の使用と前照灯の早期点灯

### ○問合せ先

環境防災課危機管理室 (☎ 47-1071)

○問合せ先  
環境防災課  
危機管理室

(☎ 47-1071)



消防出初式  
来年1月6日(火)に消防出初式を行います。  
当日は午前8時に市内全域でサイレンを鳴らしますので、ご了承ください。

○表彰式(文化ホール)  
午前10時

○訓練等(隠岐汽船乗り場)  
午前10時40分

○チビッ子消防隊員撮影会  
午前10時40分

○車両分列行進、一斉放水  
消防車に乗つて写真撮影ができます。